

## 県立大学改革にかかる永国寺キャンパス検討会設置要綱

(目的)

第1条 県立大学の永国寺キャンパスのあり方を検討するため、県立大学改革にかかる永国寺キャンパス検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議する。

(1) 新たな社会科学系学部に関すること。

(2) 社会人教育に関すること。

(3) 高知短期大学のあり方に関すること。

(4) その他、永国寺キャンパスのあり方を検討するために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

(運営)

第4条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

3 委員長は、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第6条 検討会の設置期間は、平成21年10月31日までとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、高知県政策企画部私学・大学支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会に諮って委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年11月14日から施行する。

2 第5条第1項に関わらず、第1回検討会は知事が招集する。